

第1章 計画策定にあたって

1 国や県、本市の動向

(1) 国の動き

わが国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確に位置づけられました。

更に「介護保険法」が施行されたことをはじめとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用する仕組みとなっています。

各種法制度が整備され、子どもや障がいのある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化しています。また、少子高齢化と増大する社会保障費の問題を背景に、国の社会保障制度全体の在り方が見直され、地域で助け合い、支え合える関係づくりや仕組みの構築が、ますます重要となっています。

■ 第1期計画期間中（平成22年～平成27年）の福祉に関する国の動き

	国の動き
平成22年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（高齢者等の孤立の防止や所在不明問題等への対応について）「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の公布
平成23年	<ul style="list-style-type: none">3月11日、東日本大震災発生「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）制定
平成24年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（孤立死の防止対策等について）社会保障・税の一体改革大綱決定
平成25年	<ul style="list-style-type: none">社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書健康日本21（第2次）計画策定社会保障制度改革国民会議報告書
平成26年	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」「規制改革実施計画」にて全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施が義務付け
平成27年	<ul style="list-style-type: none">子ども・子育て支援新制度の導入社会福祉法等の一部を改正する法律案の閣議決定

(2) 考慮すべき国の施策について

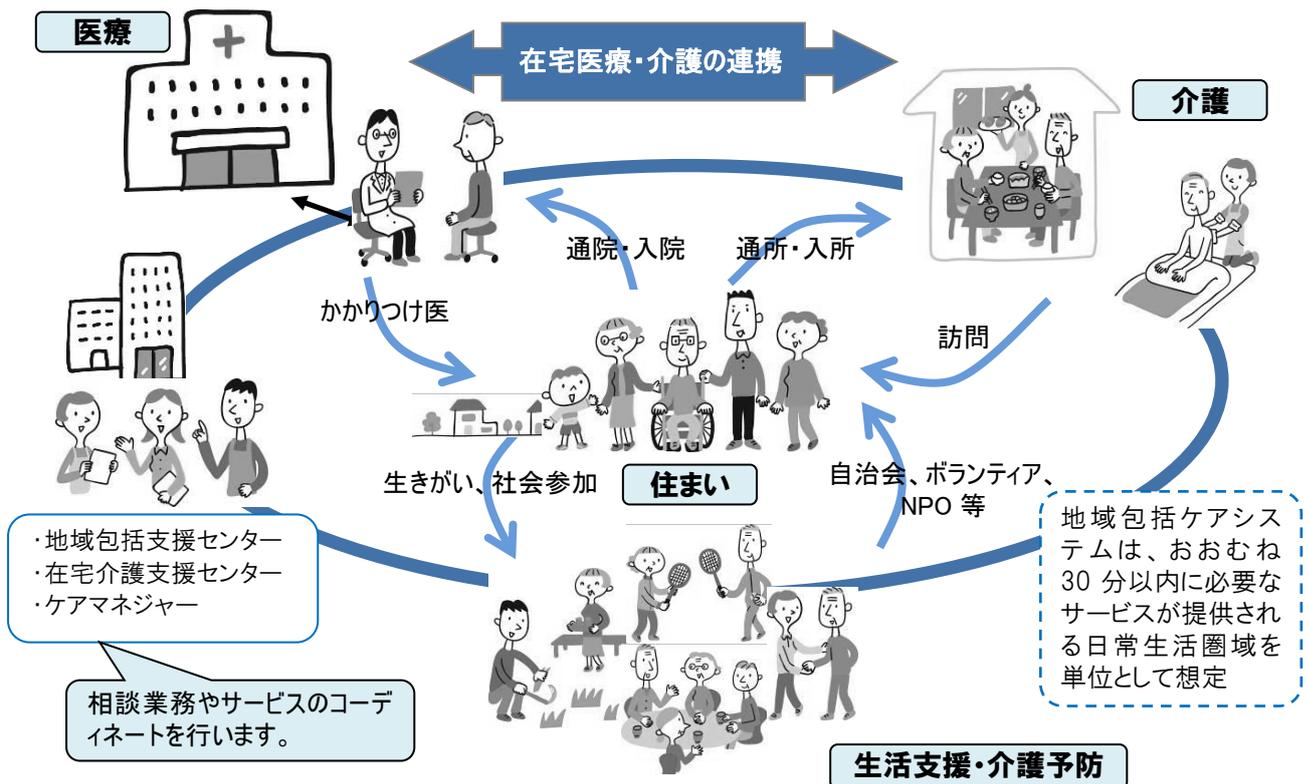
第2期今治市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉を取り巻く制度や施策の改正等の中でも、特に考慮すべき下記の事項を踏まえ計画を策定します。

①地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、住民を含む多様な主体と市が協働しながら地域全体を支え合う体制を整えることが非常に重要となります。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



②災害対策基本法改正の概要

災害対策基本法とは、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として昭和 36 年に制定され、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年、平成 25 年に大幅な見直しが行われています。

改正のポイント

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から地域の支援者に情報提供の実施
 - 災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿に記載された情報を地域の支援者に提供
 - 国、地方公共団体とボランティアの連携を促進し、平素からの防災への取り組み強化
 - 住民の責務として災害教訓の伝承、防災教育の強化等、地域の防災力の向上
- 等

③社会保障制度改革推進法の概要

社会保障制度改革推進法とは、持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野における社会保障制度改革の基本方針や、改革に必要な事項を審議する社会保障制度改革国民会議の設置について定めた法律で、平成 24 年 8 月に成立しています。

社会保障と税の一体改革

- 少子高齢化の進行等により、社会保障費は急激に増加
- 社会保障制度を全ての世代が安心して利用できるようにするために、財政と仕組みの両面を安定させる
- 消費税の引き上げによる増収分を全て社会保障の財源に充てる

全世代対応型の社会保障へ

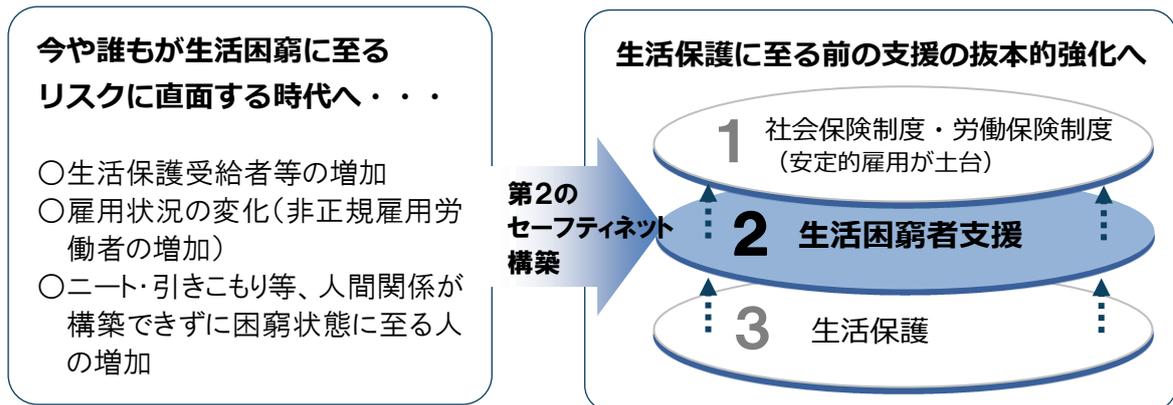
- 年金 … 現行制度の改善
- 医療・介護 … 医療保険制度の安定化、地域包括ケアシステムの構築 等
- 子育て … 子ども・子育て支援の充実



④生活困窮者自立支援制度の概要

生活保護受給者等、生活に困窮する人の増加を背景に、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されました。

また、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が示され、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけることが求められています。



「生活困窮者」とは

- 生活保護受給者以外の生活困窮者
- 複合的な課題を抱え、「制度の狭間」に置かれてきた人たち(失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がい疑われる人、矯正施設出所者 等)

⑤障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する具体的な事項、行政機関等及び民間事業者における障がい理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別を解消し、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成 25 年 6 月に制定されました。(施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日)

障害者差別解消法とは

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる障がい者の権利侵害の禁止
- 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の実施義務
- 行政機関等は、差別や権利侵害を防止するための啓発や周知のための取り組みを実施

⑥社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」について

社会福祉法人は、民間の社会事業を運営する者を前身とし、公益性の高い社会福祉事業を担う公益法人の特別法人として位置づけられており、こうした社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、平成 26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、全ての社会福祉法人に社会貢献活動の実施を義務付けることとなっています。

また、平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」において、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」（改正後の社会福祉法第 24 条第 2 項）と規定し、「地域における公益的な取り組み」を実施する責務を位置づけています。

(3) 愛媛県の動き

愛媛県では、平成 15 年 3 月に、市町の地域福祉計画に対する理解促進を図ることなどを目的とした「愛媛県地域福祉計画策定ガイドライン」を作成し、愛媛県内の市町へ地域福祉計画の策定を促してきました。

(4) 今治市の動き

本市では、平成 22 年 3 月に平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間で計画期間とする「今治市地域福祉計画」を策定しました。今治市地域福祉計画では、今治市総合計画を上位計画とし、個別分野計画との整合を図りながら、「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」を基本理念とし、地域福祉を進めてきました。

2 地域福祉に求められるもの

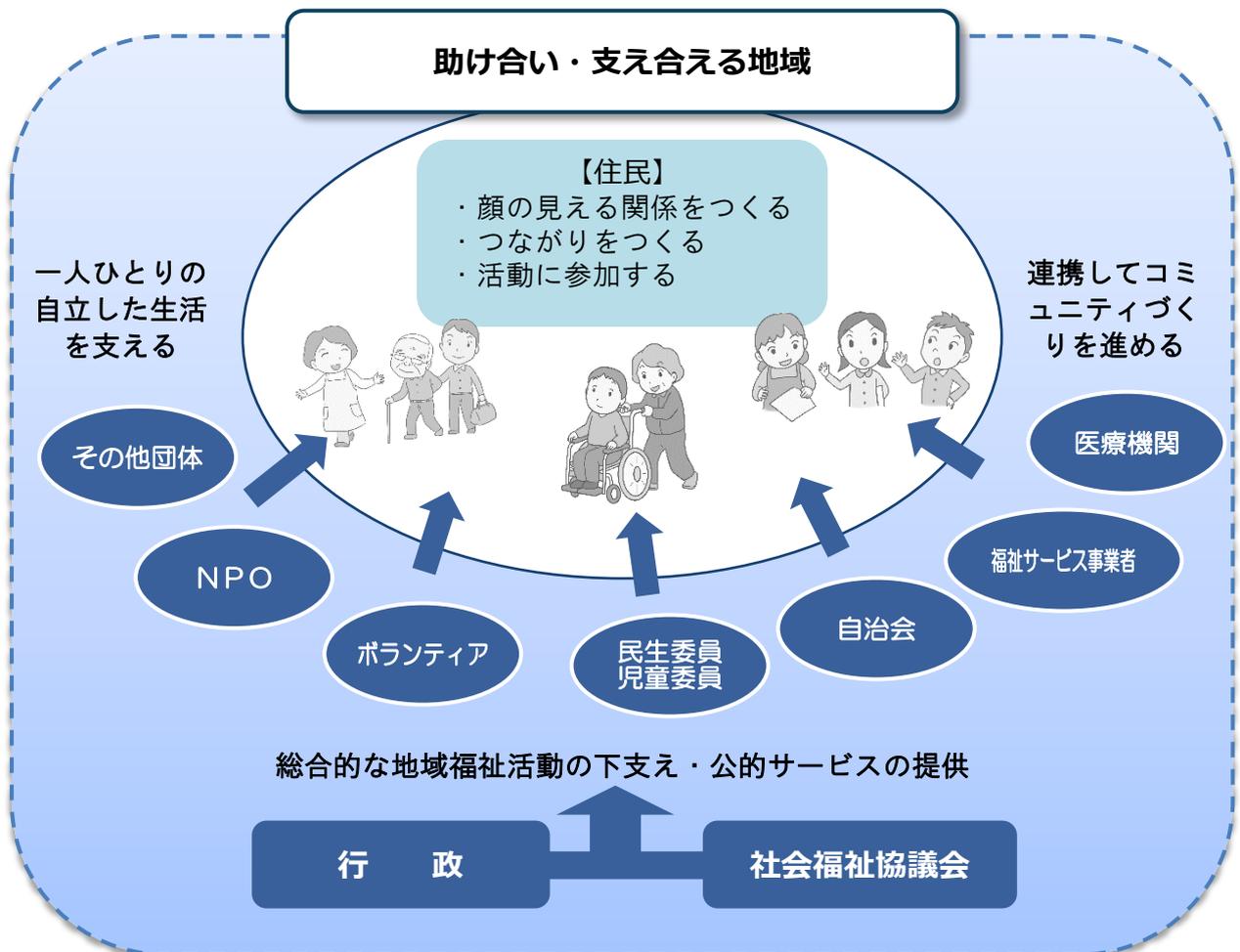
(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、全ての人の願いを実現するために、下記のような考えや取り組むことをいいます。

- ◎様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等（自助・互助・共助・公助の役割分担）を考えること
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと



■地域福祉における担い手と役割のイメージ

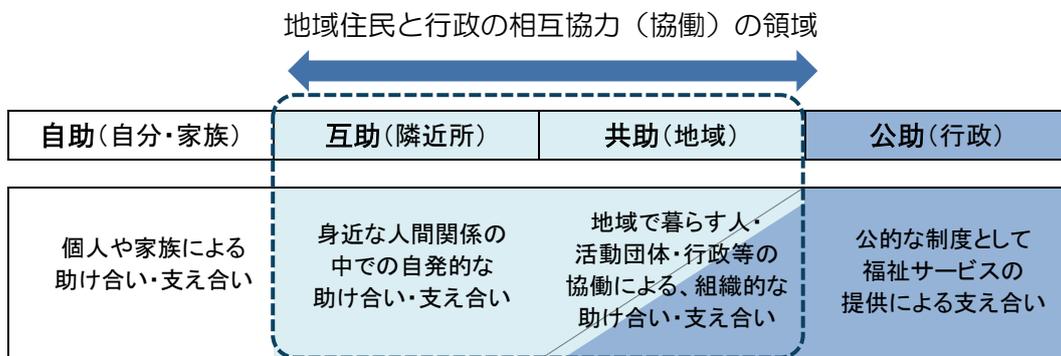


(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、その全てを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

このような多種多様な生活課題を解決するには、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



(3) 全国的な生活課題の状況

近年、核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化が進行し、地域社会を取り巻く課題は、普段の生活で感じる日常的な課題から、市の地域特性からくる深刻な課題まで、複雑かつ多様化しています。

たとえば

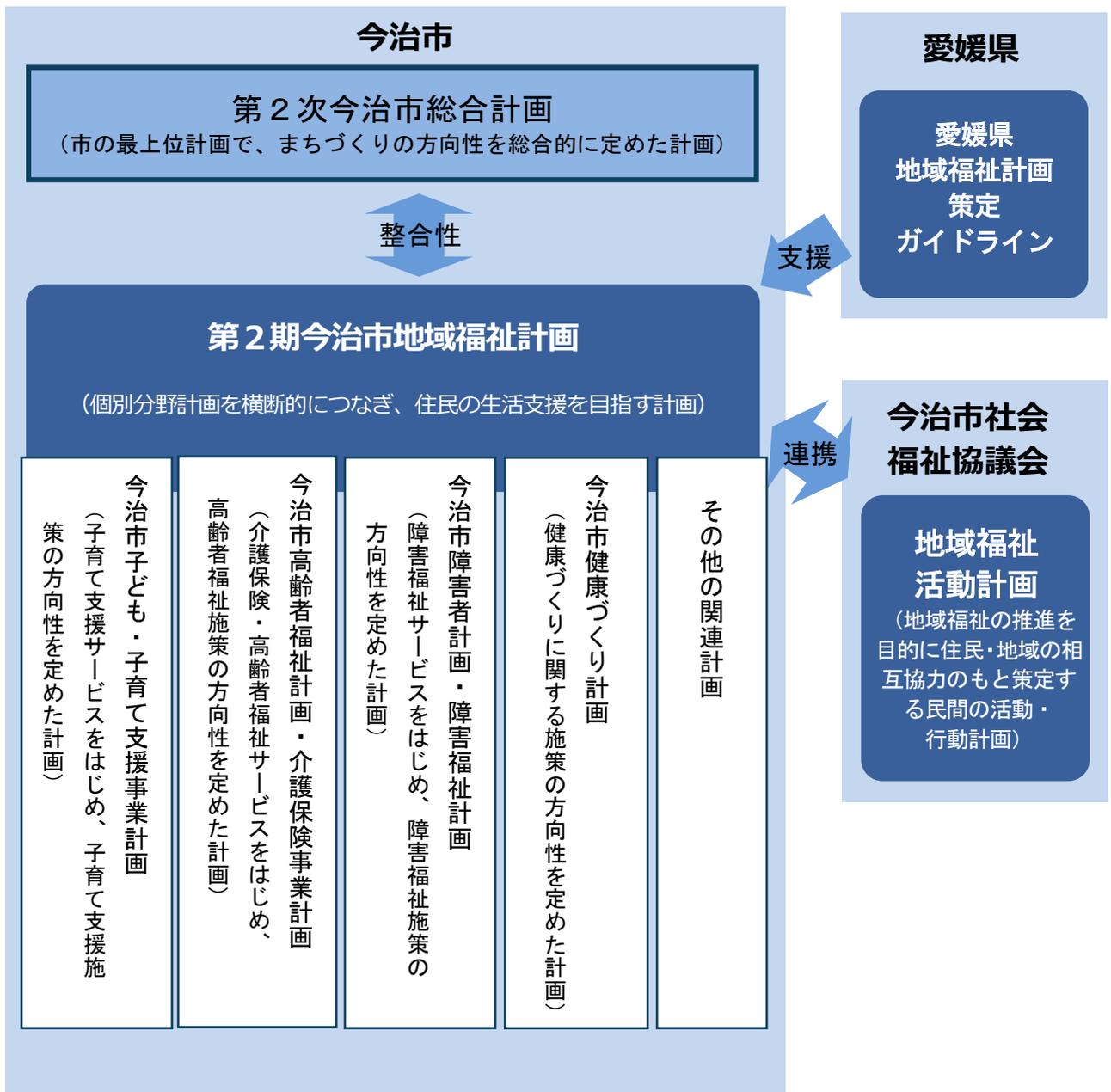
ひとり暮らし高齢者のごみ出しや電球交換/子育て・介護の負担増大/いじめ・不登校/虐待/DV/高齢者の孤立死/うつによる自殺の増加 等

課題の中には、既存の制度やサービスでは対応しきれない課題も少なくありません。こうした背景から、地域福祉の必要性はますます高まっており、計画の策定にあたり、地域の現状や課題をしっかりと把握する必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 各計画との関係

本計画は、「今治市総合計画」を上位計画とし、個別分野計画や社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図りながら、地域や生活の視点から誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉を推進する理念や方向性を示したものです。



(2) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

社会福祉法第 107 条（参考）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。計画の進捗状況や社会情勢の変化、上位計画である総合計画と整合を図るとともに、今治市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等の策定状況に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■今治市地域福祉計画とその他関連計画の計画期間

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
まちづくり	今治市総合計画 基本構想										第2次今治市総合計画 基本構想										
	前期基本計画					後期基本計画					前期基本計画					後期基本計画					
地域福祉 (行政計画)				今治市地域福祉計画						第2期 今治市地域福祉計画											
地域福祉 (民間計画)				第1期 地域福祉活動計画 (今治市社会福祉協議会)				第2期 地域福祉活動計画 (今治市社会福祉協議会)													
高齢者福祉	第3期 高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画		第4期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		第5期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画		第6期 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画														
障害者福祉	今治市障害者計画										今治市障害者計画										
	第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画											
子育て 保育				次世代育成支援地域行動計画						子ども・子育て支援事業計画											
健康	今治市健康づくり計画																				
防災	今治市地域防災計画(随時修正)																				

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民・福祉関係団体へのアンケート調査を実施するとともに、市内6か所で住民座談会を開催し、広く地域住民の意見を伺いました。

また、庁内の検討組織として「策定委員会」及び「作業部会」を設置し、検討された計画案は、学識経験者、福祉関係団体の代表者等で構成される「今治市地域福祉計画審議会」にて審議を行いました。

■今治市地域福祉計画の策定体制図

